

国際法における集団的自衛権の法理をめぐる問題と最近の動向

井口武夫

1. はじめに
2. 自衛権の概念の形成
3. 国連憲章における自衛権の位置付け
4. 国連における自衛権行使の事例
5. 集団的自衛権の憲章導入経緯
6. 集団的自衛権に基づく地域的共同防衛諸取極
7. 集団的自衛権の法的性質
8. 国連集団安全保障制度と自衛権との関係
9. 憲法九条と自衛権－集団的自衛権をめぐる政府見解
10. 「新しい日米防衛協力のための指針（ガイドライン）関連法」
をめぐる集団的自衛権論議
11. 集団的自衛権の個別的自衛権に対する相違点
12. おわりに

Evolution of the Concept and Characteristics of Collective Self-Defence under International Law and the Legality of Latest Practices

IGUCHI, Takeo

Main purpose of this study is to analyze the concept and juridical nature of collective self-defence under the U.N.Charter and customary international law. The analysis covers the formulation of the right of self-defence prior to the establishment of the U.N.Organization and the drafting process of articles relating to collective self-defence in the U.N.Charter. Also the legal position of collective self-defence in the collective security system of the U.N. is analyzed. Important theories and latest practices of collective self-defence are explained and evaluated, including the function of Security Council and the Judgment of International Court of Justice, in Nicaragua's case. The study extends to the difference between individual and collective self-defence, as well as the controversy on legality and legitimacy of humanitarian intervention and of the use of force on the issues of unilateral intervention and armed reprisal.

Another major theme of this paper is to study Japan's constitutional and political constraints concerning collective self-defence and attitude of Japanese Government is closely observed. It has touched on U.S.-Japan security cooperation and the latest case of Guideline on defence cooperation..

1. はじめに

国際法上の自衛権は国家固有の権利として伝統的に認められてきたが集団的自衛権は国連憲章が初めて明示して確立された法概念であるといわれる。わが国では憲法第九条がどの範囲で自衛のための武力行使を認めているか制定以来論議され、近年集団的自衛権を認めるための改憲論議もなされている。このような状況下でその法的概念の形成と法的性格をめぐる学説、自衛権に関する従来の政府見解とその評価、さらに国際連合や国際法上の動向も含めて簡潔にまとめたのがこの小論である。

2. 自衛権の概念の形成

(1) 自衛権は国際連盟規約、不戦条約、国際連合憲章で認められているが、国連憲章によって集団安全保障制度が確立されるに至り、それ迄国家の個別的安全保障手段として認められた自衛のための武力行使が集団的安全保障の唯一の例外として憲章上位置付けられた。それに伴ない戦争や復讐のような武力行使は一切禁止されるに至った。その経緯をさかのぼって辿ると、自衛権は国内法上の正当防衛に相当する国家の自己保存権として19世紀に慣習国際法的に形成された(1)。従って当初はその後の国際法の発展により国家が国際法上与えられた権利としての自衛権と法的行為の例外乃至枠外にある自己保存権とが未分化であった。即ち、19世紀の国際法の形成に決定的役割を果たした国際政治の覇権国家である英国とそれに競争する形で台頭しつつあった米国との間で、1839年発生したカロライン号事件(2)において、米国务長官ウェブスターが自衛権を国際法上の権利として認める条件として、(イ) 急迫した危険が圧倒的な重大さを有すること、(ロ) 他の手段を選択して危険を回避する余裕がないことの二要件が自衛権行使の前提状況でなければならず、かつ、自衛行為は不正に侵害される権利乃至利益と均衡が取れる限度に留まらなければならないとして行使の態様を法的に明確にしたことが嚆矢とされている。

(2) 第一次大戦後に国際的安全保障のための国際連盟が設立され戦争を一定条件下で禁止したが、禁止されていない場合として、規約15条7によって、当事国は連盟の審査で所定の全会一致の報告がなされない場合には「連盟国ハ正義公道ヲ維持スル為必要ト認ムル処置ヲ執ルノ権利ヲ留保ス」と規定し、自国の判断によって正義公道を維持するためには戦争に訴えることを認め、自衛戦争に必ずしも限定していなかった。ここに連盟規約の大きな抜け穴があり、それ故に支那事変とか、戦争に至らない実力の行使が連盟規約の下で行われるのを阻止できなかった。

(3) 不戦条約は連盟規約の抜け道を防ぐために、かつ米国が連盟に加入しなかったために1928年に締結され、戦争を原則として違法化すると共に例外としての自衛権を各国が明示的に留保したが、その時点でも自衛権は自己保存的な自然権と同様に考えられ、国際機構や国際条約で個人の正当防衛権に当たる国家の自衛権を否認することはできないと考えた(3)。従って国際法上の自衛権は国内法上の正当防衛権のように事後的に司法機関が容認しなければ法的な合法性が与えられないのと異なり(4)、自衛権行使の国家の主権的判断を法的に覆えず権能が国際社会や国際法によって与えられなかったのである。このように米国の自衛権留保は不戦条約の完全な適用除外の形式をとり、自衛戦争を正当化する状況判断は、自衛権を援用する国家だけがその権限を有するとしたのに対して、多くの国際法学者は自衛権を行使する主権国家が濫用する恐れを懸念して、それにより不戦条約の一貫性が失われるとした(5)。英国はさらに自治領や植民地を擁護する必要上、勢力圏への干渉に対する対抗措置としての権利を留保する立場を宣明したこともあって、それにより自衛権の幅をひろげ、或る意味で個別的自衛権から集団的自衛権へと発展する萌芽を宿したといえるかもしれない。

3. 国連憲章における自衛権の位置付け

- (1) 国連憲章第2条4で「武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない」と規定して、武力行使を原則的に禁止し、憲章42条による安全保障理事会の決定乃至許可がある場合に限り武力行動を加盟国に許容する集団安全保障体制を確立した。しかし乍ら、安保理が必要な措置をとる迄に時間を要することは明らかなので、それ迄の過渡期間は自衛権の行使を認めることが国家の独立を確保する上で必要であると認めた。即ち、51条で武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。」と規定した(6)。このように自衛権は武力行使禁止原則の唯一の例外としたために、その行使の要件を厳格に規定し、(イ)武力攻撃の発生の場合に限り、(ロ)直ちに安保理に報告することを義務付け、(ハ)安保理が所要の行動をとったときは自衛権の行使は中止されることが条文上明確になっている(7)。
- (2) しかし、憲章上「武力による威嚇」も2条4項で禁止しているにもかかわらず、51条の自衛権の行使が「武力攻撃の発生した場合」にのみ認められていること

は条文上のギャップがあり、禁止された「武力攻撃をする危険が差し迫った威嚇」に対して自衛行動が禁止されていないとの主張は一理あるといえる。他方それが先制的自衛権を積極的に容認する主張につながることは問題であり、国家実行の集積により慣習国際法として確立された自衛権が憲章の条文によって実定法上明確化されるとともに、実定法の体系となったことによる制約を受ける以上は、もはや武力攻撃の発生前に自衛権を先制的に行使用することは認め難いとの主張が強いのである（8）。国連の集団安全保障体制を前提とする以上は前記2の（1）（ロ）と（ハ）の条件は当然ともいえる制約であるが、（イ）の「武力攻撃の発生」という条件が慣習法上の自衛権を過度に制約したかどうか、核戦争が米ソ間で起こる事態を想定して、武力行使をめぐる論争の焦点の一つとなった。即ち、1946年に米国政府は核投下準備措置を武力攻撃の定義に含めることを主張した。他方、加盟国が「武力攻撃」の要件を緩めて武力行使の準備段階で自衛権を先制行使する権利を認めることは、戦争を誘発し易い危険が指摘されている。それは、憲章で規定する実定法上の自衛権と並存して慣習国際法上の国家固有の自衛権を発動する要件を温存する法理につらなり、国家存亡の危機に国家の至高の利益を擁護するため異常事態に対処する主権的裁量行為は実定法上の制約から逸脱することはやむを得ないとする立場である。1962年のキューバ危機の際に攻撃核ミサイルを持ち込み発射基地を建設するソ連の行動は、武力攻撃が発生していなくても米国に対する緊急な危険であるからその脅威を排除するため、先制的自衛権を行使してミサイル基地を爆撃する権利を与えると主張したアチソン元国務長官やフルブライト上院外交委員長の立場がその好例である。しかし、この学説は国際法学の主流ではなく、ロウターパクトやシヤクター教授は、国際法上の権利は国際法によって規制され、自衛権行使の合法性は常に国際法の観点から評価されなければならないと明確な立場をとっている。他方でホフマンのように国際法の規範力の不存在の例とみる学者も居る（9）。現実には、加盟国乃至地域機構が行った武力行動は、自衛権の名目で正当化したりして憲章の目的に反しないと主張する場合がある処、安保理が憲章義務の履行を要求するだけで、その違法性の追求が決議として成立しない場合には黙認する結果となる。先制攻撃を米国が正当化する動きを示した際に、「武力攻撃の発生」を自衛権の発動条件としたのは核戦争を想定していなかったからであるとし、自衛権の適用と解釈に穴を空けようとしたが、一方的自衛行動の濫用は核大国に対する非同盟諸国の反撥もあり、国際平和と安全を根本的に不安定化させるとする反対論も強く、51条の自衛権の規定を再考する動きにはならなかった。国連安保理で審議された幾つ

かの自衛権発動の是非をめぐる紛争は、米ソの冷戦が続いた時代には拒否権によって麻痺して安保理で明確な決議採択に至らない場合も多く、特定の紛争で武力行使が自衛権の正当な行使とみなされるかどうかについて国連自体が裁定できずに、武力使用の既成事実のみが累積する事態が生じている、近年は人道的救援権が自衛権とは別に合法的武力行使を正当化するという主張が武力不行使原則と内政不干涉原則の新しい例外事項を構成するかどうかで議論されている（10）。例えばユーゴ内戦のコソヴォ紛争におけるNATOのユーゴ空爆の合法性についても安保理の意見は割れたままである。

4. 国連における自衛権行使の事例

国連憲章の下で適法な自衛権の行使とは異なり、過剰な武力反撃は均衡性の要件に反して違法な武力復讐とみなされ禁止されているが、アラブ・イスラエル紛争等を通して武力復讐禁止規範が緩み事実上は容認されるか放置された状態が続いていることが懸念されている。

(イ) 先制的自衛行動のケース

イラクの原子炉をイスラエルが空爆した事件で、イラクが核兵器を完成する寸前であったから、その攻撃対象であるイスラエルとして先制的自衛権を発動することができるかと主張したが、国連の討議ではイスラエルの行動は自衛権の発動要件から著しく逸脱していると非難され、たとえ慣習国際法で先制的自衛行動が許容される余地があっても、その許容範囲は極めて限定されているとの見解が多数を占めた。しかし安保理はイスラエルを非難したに留まり、違法の武力行使に対して制裁は課されず、その後イラクは湾岸戦争で国連の制裁を受けて核兵器製造施設は査察対象となり発見されれば破壊することが許されているのである。

(ロ) 武力攻撃の対象が領土保全と政治的独立に留まらないケース

(i) 自国船舶や航空機に対する攻撃

(ii) 自国民の生命・身体・財産・国家の経済権益に対する破壊テロ

上記の侵害行為に対して、自衛行動として執られた措置の幾つかを挙げると次の通り。

(a) イスラエル機をパレスチナ・テログループがハイジャックしたのに対して、イスラエルはウガンダのエンテベ空港に特殊部隊を急襲させハイジャック犯を射殺して自国機を救出した。

(b) テヘランの米大使館を占拠し館員を監禁したのに対して米空軍による人質救出作戦は失敗した。

(c) 在独米軍に対するリビアのテロ行為に対し米空軍機はリビアのカダフィ首相宅

を爆撃した。

(d) ケニアの米大使館爆破テロに対し、米国はスーダンの化学兵器工場をミサイルで攻撃した。

(e) ニューヨークの世界貿易センター・ビルと米国防省に対する航空機自爆テロが9月に行われた。

上記のように国連は自衛権の行使が濫用されることに懸念を抱く一方で、安保理常任理事国が拒否権を行使すれば憲章上は違法性の疑いがあっても、そのような武力の行使に対して国連としてその明確な立場を平和と安全の主要な責任を有する安保理決議で示すことができない事例が幾つも見られ、安保理の最近の姿勢は制限された条件の下で武力復讐を容認する傾向を示しているとの見解もみられる(11a)。しかしながら安保理決議を通じて統一的な判例ともいべき一貫した法理が形成されているとはいえないように思われ、安保理が法的機関よりも高度な政治的機関であることに本質的制約がある。国際機構による救済のための対処機能の不備を補うため、武力攻撃の脅威に対する自衛権の拡大適用並びに侵害された権利の回復及び違法行為により生じた権利侵害の救済や違反者処罰のための個別国家による武力復讐制度の復活を一定限度で容認せざるを得ないとの学説に対し、批判的見解を表明する広瀬善男教授は、国連等の国際組織の機能の不活化と不全によって生じた一定の限界内での自力救済は、国際社会全体の利益を擁護する国連機能の代替的意義をもつという学説や武力復讐や懲罰を名目に個別国家の一方的武力行使が国際社会で容認されたとする規範意識の存在を疑問視し、国際機構の歯止めを外せば武力の過剰介入や連鎖反応を招く恐れがあるとしてその濫用を強く戒めていることが注目される(11b)。

5. 集団的自衛権の憲章導入経緯

集団的自衛権は国連憲章で個別的自衛権に並列されて初めて明記された概念であり、それ迄の国際法で明確でなかった処、「固有の権利」と認められて一国に対する武力攻撃に他国が共同で反撃することが自衛権の概念で包括される場合があることを明示した。しかし集団的自衛権が憲章に導入されるに至った経緯は曲折を極めた。サンフランシスコ会議で、国連の基本目的として最も重要な国際平和と安全の維持を司る第一義的責任を負うのは総会ではなく安保理理事会の権限となり、五大国が同理事会で拒否権を有することとなったが、そのような安全保障の制度の代償として集団的自衛権が明示されることとなった。即ち、アメリカ大陸諸国が結んだ地域的共同防衛のチャペルテペック協定(1945年3月)による地域的防衛権の発動が、53条で地域的取極・機関による強制行動は安保理の許可を要件とされたために五大国の拒否権の対象となり(12)、

米州共同防衛体制の発動が地域外の大国（ソ連、中、英、佛）の拒否権により機能しなくなることに米州諸国が反撥し、アラブ諸国やオーストラリアが同調した。これに対する妥協案として米国がソ連を説得して集団的自衛の権利を導入したのである。それ故、他国に対する武力行動が自国に危険であると各国が主権的に判断して集団的自衛権により実力行使によって武力行動に対抗する権利が認められる結果として当該他国は武力による援助を得ることになり、複数の国家による共同防衛が安保理の事前許可を得ないで行使できる根拠が与えられた。国連が発足して間もなく、米州諸国、アラブ諸国等が懸念した拒否権の多用による安保理の機能不全が起これ、地域的安全保障が機能するためには集団的自衛権を援用する共同防衛の取極が次第に作られて、共同防衛の自律的機能を探求したのである。憲章は国家の主権的判断による武力行使を自衛権の場合に厳しく制約し乍らも、他方で自国が攻撃されていなくても他国を防衛するために武力行動をとることを集団的自衛権の概念を導入することによって正当化する抜け途を開いたといえる。「それは憲章が予定していた集団保障の下における地域的取決めのそれとは全く別種の機能である。……この意味で、集団的自衛権はまさに拒否権の落し子である。」と高野教授が的確に指摘している（13）。

6. 集団的自衛権に基づく地域的共同防衛諸取極

国連の設立以降、全米相互援助条約（1947）（14）、西欧ブラッセル条約（1948）、北大西洋条約（NATO）（1949）（15）、アラブ集団保障条約（1950）が地域的共同防衛取極として成立し、いずれも憲章51条の個別的、集団的自衛の権利を行使して共同防衛措置を執ることを約束し、取極内部の国に対する侵略行為に対抗することを原則としているが、外部の第三国に対する共同防衛も北大西洋条約の場合には排除していない。これに比べて東南アジア集団保障条約（SEATO、1954）は集団的自衛権を明示的に援用せず、かつ域外国に対しても共同防衛を拡大適用できる体制をとり「各締約国は、いずれかの締約国または締約国が全員一致の合意によって将来指定するいずれかの国もしくは領域に対して行われる条約区域における武力攻撃による侵略が、自国の平和及び安全保障を危うくすることを認め、かつ、その場合において自国がその憲法上の手続に従って共通の危険に対処するために行動することに同意する。」と規定していることが注目される。

7. 集団的自衛権の法的性質

- （1）集団的自衛権が慣習国際法上存在していたのであれば、個別的自衛権と同様に「固有の」権利が憲章上確認されたこととなり、また国連加盟国でなくてもこの

権利を有することとなる。しかし、前記5の起草時の経緯からすれば、集団的自衛権は国連が創設したことになり、国家が伝統的に有した自己保存権的なものではなく、新しい法概念として従来の自衛権概念を拡大したことになる。この意味で憲章51条にいう「固有の権利」は個別的自衛権のみを修飾した語句と考えることは可能かもしれないが、その後55年以上を経て集団的自衛権の行使が国家実行の積み重ねによって国際社会に容認されていると考えることができれば、国際慣習法上の集団的自衛権は国連憲章上の集団的自衛権と実体的に一致してくるので、「固有の権利」が集団的自衛権を修飾していると考えすることは差し支えないことになる。

集団的自衛権の抽象的定義としては、「直接自国に対する武力攻撃が発生していない場合にも、他国に対する武力攻撃が自国の安全を脅威する危険なものと認めて攻撃を受けた国を助けて反撃する権利」であるといえようが（註16）、その法的本質については以下のような対立がある。

- (2) 第一は「個別的自衛権共同行使説」ともいうべき性格付けであり、起草の経緯にかかわらず、国家の自衛権は本質的に自国の重大な実体的権利を侵害する場合に発動される権利である以上、その侵害行為が他国の領土保全や独立に対する侵害に留まらず自国に対する侵害が発生する危険が高いことが集団的自衛権発動の要件となる。従って共同防衛条約で予め援助を自動的にコミットするのではなく、具体的な武力侵害が発生してから、各国が独自の判断に基づき被攻撃国を支援する裁量権を有することとなる。前記6の東南アジア集団保障条約はこのような法形式をとっていることに注目すべきである。わが国が1952年に日米安全保障条約を結んだ際に前文で「集団的自衛権……を有していることを確認し」と言及し、同条約が集団的自衛権と関連があることを認めているが、当時の日本政府部内で集団的自衛権は個別名自衛権を束ねたものであり、日米間で個別的自衛権を共同で行使するのが同条約の趣旨であり、集団的自衛権は個別的自衛権とは別個に切り離されたものでないとの認識を有していたようである。
- (3) 第二は「他国にかかわる自国の死活的利益共同防衛説」というべきもので、集団的自衛権の法的本質は個別的自衛権に収斂できない別個の性格を有するとの立場である。即ち、自国と安全保障について密接不可分な利害関係にある他国に対する武力攻撃に対抗する共同防衛の義務を認める。それ故一定の連帯関係を共同防衛取極のような形で結び、その国家群の間では、一国に対する武力攻撃は自国に対する武力攻撃に等しいような密接な利害関係にあるから、被攻撃国を連帯関係国は防衛する権利があるとする。これが通説であるが、その共同防衛義務には

濃淡があり、北大西洋条約機構のように軍事機構が統合され、同盟国の自動的対抗義務を規定したのもあれば、全米相互援助条約のように武力行使による反撃が統合化されずに個別的に加盟国が対抗措置をとる形もある。特に共同防衛の地域的連帯機構が集团的意思決定を通じて共同に対抗措置をとる場合が集团的自衛権の最も進化したものである。しかしNATOのよな機構的・機能的に統合化された国家集団は、集团的な一体性を主権国家とは別に有することとなり、その法的主体は領域国家を内包する実在性があり、法的擬性ではない超国家組織であり、それが集团的自衛権の典型的実体であるとの説に対し、連帯国家群の武力行使は自衛権である以上、主権国家に帰属し、国家が超国家機構に委譲できる性格のものではないとする説が国際学者の間で対立している。

- (4) 第三は他国防衛説である。集团的自衛権を行使する国は自らが攻撃の直接的な対象でない限りは被攻撃国が武力攻撃に対応しうる援助を供与するに留まる場合であり、自らは個別的自衛権を行使していると必ずしも言えなくても、集团的自衛権を行使していると見る考え方である。この考え方は、集团的自衛権を行使する国は自国の重大な利益の侵害がなくても利他的に他国の侵害された権利・利益を守る支援行動を正当化するのであるが、それは武力攻撃を受けた国に対し、自国が攻撃の対象ではなく、その危険も迫っていないので個別自衛権の行使は正当化できないにもかかわらず、被攻撃国に対して軍事支援活動を組織的に行うものである。国際社会の平和と安全の維持という国際社会のグローバルな利益のみを守る立場の軍事的支援を想定するならば、国連が本来目指した集団安全保障体制と異なる共通の性格を有するといえる。
- (5) 第一説と第二説とは集团的自衛権を行使する国と援助を要請する国との間に安全保障に関する共通の緊密な利害関係を有することを前提にしている点で第三説に距離を等しく置いている(16)。その相違を効果の観点から考えると、第一説は集团的自衛権の行使を個別的自衛権の発動を可能とする状況に係らわしめている点でより制限的であり、第二説の方が直接の武力による侵害行為が援助供与国に行使されなくても、法益の侵害を連帯した共同体が受けた場合には共同で対抗するとの立場から反撃行動をとり易いので、共同防衛上効果的であり、共同防衛の取り決めをあらかじめ締結しておけば、他国も予見可能であるために予防的効果も高いといえよう。例えば、NATO条約や日米安保条約はその意味で侵略を抑止し危険を未然に防止した予防的効果の高かった条約であったといえよう。
- (6) 先のイラクのクウェート侵略により惹き起こされた湾岸戦争のような正規軍が国境を越えて侵入して国全体を占領・併合するような武力紛争はもはや起こりえ

ず、越境ゲリラの治安攪乱、国際テロ行為による国家機能の麻痺を狙う紛争が多発化する可能性の方がはるかに高く、国際社会の相互依存性が高まるほど国際的な波紋や影響力が広がるために、ゲリラやテロリストの武力攻撃の直接対象国以外にその脅威にさらされる恐れのある周辺諸国・友好国が武力支援を行うことが認められるかどうか国際法上問題となる。1986年の国際司法裁判所（ICJ）のニカラガ判決は慣習国際法上の集団的自衛権の解釈をめぐる問題を取り上げて、米国のニカラガに対する集団的自衛権を援用したニカラガの反政府ゲリラに対する組織的支援及び港湾封鎖等の実力行使は自衛権行使の正当性を立証するために充たすべき必要性和均衡性の二大要件に反しているが故に違法であると判決した（17）。即ち、集団的自衛権の行使について自らを武力攻撃の犠牲とみなす国による要請がない場合に、他の国が集団的自衛権を行使することを許容する規則はないと判断し、事前の援助要請を必要条件とした。（筆者註、上記の第三説に近い立場をとったように思われる。）他方で判決は、共同防衛条約に基づく義務を負っていることは要件ではないこと、また援助する国の安全に対する直接の脅威は集団的自衛権発動の要件でなく、その国の集団的自衛権行使は被援助国が武力攻撃にさらされて個別的自衛権を発動する要件が充たされていれば合法であると判示した。また、同判決は、ニカラガのエルサドルやホンジュラスの国内の反政府ゲリラ勢力に対する武器供与は武力攻撃とみなされず、ニカラガによる違法な内政干渉は憲章2条4に違反しているが、その犠牲国に対する援助はあく迄も均衡性のとれた対抗措置に留まるべきであるとして米国のニカラガ領土に対する武力反撃は自衛権行使を正当化するための必要性和均衡性の要件を充たしていない過剰な防衛行動であるとした。これに対し米国は、（イ）ゲリラの侵入とテロ活動は間接侵略であり、不正規軍の武力行使は正規軍に準ずるもので51条の「武力攻撃」に相当する、（ロ）集団的自衛権は、自国の重大な利益の侵害が危険な程高まっているとの判断に基づき、行使されるものである以上、その法的判断を援助する国が自ら下す権利を認めずに、犠牲国が武力攻撃を受けたとの宣言と正式な援助要請が事前になされることを条件として援助国を制約することは不合理である、（ハ）一国の違法な武力を伴う内政干渉と侵略行為に対して、弱小の犠牲国が有効な対抗措置をとる能力が欠如しているときに、他国が非軍事的支援しかできないとするならば、犠牲国に対する効果的な救援ができないと反論した。国際司法裁判所は、ゲリラの国境侵犯やテロ行為が武力攻撃にいたらない違法な武力行使に留まるときは、集団的自衛権は援用できないとしたために、集団的行動が安保理・地域機関の決議による制裁が課されるまで執ることができ

なければ、五大国の結束が無い限り国際社会の脅威として登場した国際テロの緊急問題に有効な対処策を講じることがそれだけ難しくなる。ニカラガ判決は低強度の紛争を起こす危険を増大したとの批判があり（18）、その後も中東・アフリカ・コソヴォの低強度の紛争が続発し、さらに今回のニューヨーク世界貿易ビル爆破テロの大事件が発生し、国連安保理はこれを非難しあらゆる措置をとることを認め、米国は自衛権を行使すると宣言したところ、米国と安全保障についての共通利益を分かち合う戦略的同盟国が果たして集団的自衛権を行使することが可能かどうか、大規模な無差別テロに対抗するために集団的自衛権の行使の位置づけが改めて問われてくる。

- (7) シャクターは一般的に孤立した国境侵犯や海上の航空機・船舶に対する攻撃は、自衛権行使の必要性をみだし、均衡性（比例性）の要件も遵守されている場合が多く、その対抗措置として都市爆撃や領土占領を行っていないと指摘し、安保理の裁定で武力行使が正当な自衛措置でなく違法な武力復讐であると認定した幾つかの事例において、不法な武力攻撃による犠牲者の数よりも自衛による反撃の結果生じた犠牲者の数が大幅に上回ることで問題とされたとして、均衡性の原則が独立の要件として重視されることを指摘している（19）。

8. 国連集団安全保障制度と自衛権との関係

- (1) 国連憲章では第2節で述べたとおり加盟国は武力を行使することは原則として禁止されており、加盟国の判断で武力行使を許されるのは51条の自衛行為に限られ、それは安保理が必要な措置をとる迄の間の例外的な場合である。即ち、国連が正当として合法的に認める武力行使はあくまでも安保理主導の集団的軍事措置であり、「個別的、集団的自衛権」の発動としての武力行使は基本的には暫定的なものであり、それは安保理が事後的に容認しなければ合法性を失う可能性さえあるのである。従って、ここで国連が安全保障の中核としては本来想定した集団安全保障の制度を考察する必要がある。国連憲章の第7条では「平和に対する脅威、平和の破壊及び侵略行為」が発生した事態に対し、安全保障理事会がその事態に対処するため必要な決定乃至勧告をする制度が設けられており、国連憲章で最も重視されてきた（39条）。それによって平和破壊国や侵略国に対して集団的強制措置としての非軍事的制裁（41条）、軍事的制裁（42条）が適用されることが基礎付けられるのであり、憲章制定時には、各国が自主的に判断して必要な行動をとるのでなく、安保理が国連加盟国に対して組織的な統一行動をとることが想定されていたのである。安保理理事会（15ヶ国で構成され、そのうち

の五大国（米、ロシア、英、佛、中国）は常任理事国で拒否権を有する）は、いつでも緊急に招集され、その決定は全加盟国を法的に拘束することが明記され（25条）、その勧告を無視することは国連加盟国として政治的に苦しい立場に立たされるのである。即ち、国連憲章の武力行使の禁止に違反して、他国の政治的独立や領土保全を脅やかした国に対して、全加盟国による経済関係や運輸通信関係の断絶、外交断絶という非軍事的制裁措置をとり、それだけでは不十分な成果しか挙げられなければ、国連加盟国の陸海空軍による示威、封鎖、さらに実力行動による軍事制裁措置を課すように安保理が命令乃至勧告するのである。

- (2) そして朝鮮事変のように安保理が機能不全に陥って有効な措置を指示できなくなった場合には、「平和のための結集決議（1950年11月3日総会決議377（V））に基づいて国連総会が安保理の責任に代わって、平和と安全の維持・回復のための集团的措置（兵力使用を含む。）を勧告する補足的な仕組みも作られた（20）。決戦終結後、安保理により湾岸戦争等の際には国連加盟国が自発的に提供する多国籍軍による軍事的強制措置を安保理が勧告する先例も作られて、国連の集団安全保障体制が補完されているのが現実の姿である。安保理の五大常任理事国の協力が見られても、国連が創設時に予定した国連常備軍（43条～46条）と軍事参謀委員会（47条）は結成されないままで今後も見込みが立っていない。従って朝鮮事変では国連軍司令部が設立され国連旗が使用されたが正規の国連軍とは言い難い。むしろ最近、湾岸戦争の際に実行されたような形で、安保理の勧告に基き加盟国が自発的に提供する多国籍軍による軍事的強制行動が国連の実行として定着しており、このような憲章の条文上明示されていない協力方式が憲章規定を補足して機能し、国連の目的と任務を達成する不可欠の役割を果たしていることが注目される。これに加えて国連が紛争当事国による受入れの同意を原則とする紛争の再発防止と停戦監視等の平和維持活動（Peace-Keeping Operation）も、過去50年間の多数の決議と実行により繰り返されて成果を挙げている。このような国連設立後の事後の慣行がパターン化して平和維持部隊の派遣と受入れが国際社会において定着していることが、広い意味で国連の集団保障体制の本来の姿には程遠くても、国連の国際平和と安全の維持のための国際的協調体制を支える重要な一翼を荷っているといえよう。
- (3) 国連の集团的安全保障制度が国連創設時に画期的な制度としてそれまでは自力救済（self help）が原則として許容されてきた国際社会の根本的変革をもたらすものとして、その根幹に位置付けられたのに比して、自衛権の制度はその例外に過ぎないとして必ずしも重視されたとは云い難い。それは前者の制度が一層有効

に機能し、国際社会で平和と安全を確保することが効果的に行われて、国連加盟国が安保理を活用して必要な決定・勧告を迅速に合意し、その遵守・尊重の度合いが高ければ高い程、個別的又は集団的自衛権を行使する必要性が少なくなるという関係である。従って両者は逆相関関係にあったにもかかわらず、集団安全保障体制が現実には過去50年間有効に機能しなかったために、個別的・集団的自衛権が柔軟に運用されてきた。自衛権の濫用は紛争を激化させ、安保理や総会の審議を紛糾させる一因になっている側面もある。自衛権の行使に歯止めをし、安保理や国際司法裁判がその行使の正当性を評価するためには、紛争の事実や自衛権行使の態様について組織的な調査を行う国連、特に安保理の権限を強化すべきであるとの主張がなされるのも当然である(21)。

- (4) 国際社会において相互依存が進み人権や地球環境の国際的共通利益を国際法上擁護する重要性が叫ばれジェノサイド禁止は国際社会の強行規範として確立する一方で、内戦による国家の瓦解と民族集団の分離傾向や宗教対立が集団虐殺の悲劇を生んでいる状況は矛盾に満ちていて国連や国際法の有効性が問われている。平和と人権の保障という国際社会全体の共通利益の確保を目的としたエルガ・オムネスの義務を個別国家の武力行使により実現するという傾向が現れ、特に Kosovo 紛争では国連の決議なしに NATO 空軍によるセルビア空爆が実施され、その行為を非難する安保理決議は採択されなかったため、安保理が黙認乃至容認したとの主張もなされ論議を呼んでいる。民族紛争や内戦により惹き起こされた大規模な人権侵害に直面して人道的救援のため一方的な武力行動がやむを得ず発動される限界状況では、一方的な対抗措置の違法性が阻却されその行為の正当性が容認されて国際社会の法的確信が形成されるならば新たな慣習法に結晶されるという主張が米国学会を中心に登場している(22)。しかしながら、紛争が多発する状況で武力の一方的行使を禁止する原則の規範意識が弱体化することに対して強い抵抗も見られ、武力報復の違法性意識も定着していると見ることができることは、本年採択された国際法委員会(ILC)の国家責任の条文からも明らかである(23)。広瀬教授は、「[武力復仇]や[懲罰]を名とした個別国家の一方的武力行使が、今や国際社会で容認されその限りで国連憲章採択時における「武力不行使原則」上の規範意識が崩壊したとみることは的確でないように思われる」(24)と述べていることは妥当な見解であると考えられる。

9. 憲法九条と自衛権—集団的自衛権をめぐる政府見解

- (1) 第九条は一項で戦争及び武力行使を「国際紛争を解決する手段」としては放棄

しているが、国連憲章で認められている（イ）自衛のための武力行使と（ロ）集団安全保障措置としての武力制裁が、憲法上禁止されているか否かが今迄争われている。

自衛権に基づく武力行使は、目前の急迫かつ不正な攻撃から自国を守るための緊急止むを得ない防衛手段であり、国家固有の権利として不戦条約から国連憲章に至る迄紛争解決のための戦争その他の武力行使を排除しても、自衛権はその例外として武力行使が許されている。日本政府は、従来この立場から国際法上認められる国家固有の自己保存権ともいべき自衛権は憲法上禁止されていないとの立場を堅持している。

九条二項は「前項の目的を達成するために、陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」と規定し、憲法制定時に政府は禁止された戦力には国内治安の維持のための警察力は入らないが外国と戦争をするような兵力は持てない旨（昭和21年8月27、9月3日の貴族院政府答弁）明らかにした。そしてその後、自衛隊法を制定してその解釈を広げ「わが国の平和と安全を保つため直接侵略及び間接侵略に対しわが国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ公共の秩序の維持に当る」自衛隊を設置したのであるが、社会党は長く自衛隊は二項で禁止された「戦力」に該当するとしてその違憲性を主張し、村山内閣になって初めて自衛隊の存在を違憲に当たらないと方針転換したのである。

日本政府は自衛隊を創設して以来、その育成強化に務める一方、自衛のためには必要最小限度の防衛力の保有しか憲法九条では認めていないとし、九条の「戦力」はそれを超える実力を意味するとの立場を一貫して踏襲している（25）。

(2) 憲法九条との関係で特に問題となるのが集団的自衛権で、日本政府は憲法上これを行行使することに否定的な態度を示している。

(イ) 1951年に平和条約と日米安全保障条約（26）の国会承認の際、西村条約局長は、憲法九条二項により軍隊を保持できず交戦権も放棄しているから、たとえ独立国として集団的自衛権を有するとしても、日本の領域外で集団的自衛権を行行使することは違憲とし、当時の警察予備隊の海外出動を否定する趣旨で答弁していた。（なお、沖縄は潜在主権が認められても、当時占領下において米軍の統治権が行使され「日本の領域内」の定義から除外して考えられていたが、1960年の安保条約改定交渉時に自民党内で沖縄の米軍基地について集団的自衛権行使の対象になるかどうか議論された経緯があった。）

(ロ) 1954年6月に国会で「海外派兵禁止決議」が上程された際の論争で当時

の下田条約局長が集団的自衛権は、一般国際法から直ちに演繹されてくる権利ではなく、共同防衛条約のような「特別な条約があって初めて条約上の権利として生まれてくる権利である。そういう特別な権利を生ますための条約に日本の憲法下で締結することはできない」との答弁をすると共に「但し、政府の確立した見解ではない」と付言している。

- (ハ) 1960年の安保条約改正の国会審議に際して、旧条約を改め、米軍による日本防衛義務が規定され、在日米軍に対する攻撃は日本の安全を危うくするものと認めて日米共同で防衛することが規定されたため、日本が集団的自衛権を行使するのではないかと野党が厳しく追求した。これに対し岸首相は、国際法上集団的自衛権として重視する典型は、自国と密接な関係にある他国が攻撃された場合にその本国迄も守ることであり、外国迄出向いてその国を守ることは憲法で認めていない旨答弁し、従来の政府見解を再確認した(27)。他方岸首相は国連で解釈されている集団的自衛権の内容はそれに限られていないと含みのある立場を示し、林法制局長官は、憲法で禁止していない内容として、(オ) 米軍への基地供与、(カ) 侵略を受けた米国への経済的支援を例示した。しかし、その後の政府答弁は、在日米軍基地に対する攻撃は日本の領域侵犯になるから、その防衛は個別的自衛権であり、集団的自衛権ではないとして、憲法九条が集団的自衛権を否定しているとの立場との整合性を図っている。これに対し、野党及び学界の一部では在日米軍基地は日本防衛のためだけでなく、極東の防衛のためにも使用されるのであり、例えば韓国防衛のために出動した米軍に対する軍事的報復が在日米軍基地に対して行われた場合は、日本国民が直接攻撃の対象とならず、実害が米軍と基地内施設にのみ限定される事態に対し、日本が共同防衛義務を負うのは個別的自衛権の限界を超えているのではないかと、外国の攻撃が単に日本の領域侵犯であるに過ぎないのに自衛隊が武力により反撃を行うのは集団的自衛権の行使に当たるのではないかとの主張がある。しかし日本政府答弁は、安保条約改正以来、終始一貫して、在日米軍と同一基地に対する攻撃は領域侵犯として日本の領土保全に対する侵害であるから個別的自衛権を発動する権利が生ずるとの立場を堅持して、このような共同防衛措置は集団的自衛権の発動ではないとの立場を維持している(28)。
- (ニ) 集団的自衛権を行使できないとの日本政府の解釈は、1954年の下田条約局長の答弁のように集団的自衛権の行使が共同防衛条約、同盟条約のような特別な条約の有無に依存するのではなく(筆者註、本文第7節(3)の第二説に近い)、集団的自衛権は日本防衛の必要最小限度の範囲を超えるから、これを

行使できないという公式見解に集約されている(29)。この「国防上必要最小限度の範囲」という限定は、憲法九条の解釈として定着し、かつ日本の防衛力整備の限界でもあり、集団的自衛権について厳しい制約を課しており、これを緩和する前提として憲法九条の改正が必要とされている。

(ホ) 80年代以降最近の日米防衛協力の進展により日本近海の重要な石油その他の海上輸送ルート(シーレーン)の防衛のための海域防衛の共同分担構想や公海上の米艦護衛が集団的自衛権の行使に該当するかどうか国会で問題とされた。これに対し日本政府は個別的自衛権としての法的な限度でしか自衛隊は行動できないとの立場を堅持している。以下三つの典型的な事例を想定して説明している。

- (i) 公海上の米艦の救援につき中曽根首相は「日本が侵略された場合、防衛のため来援する米艦船が阻害された場合に日本の自衛隊がこれを救出する行動は個別的自衛権の範囲内である」旨明言した。(1983年2月4日国会答弁等)(他方、極東有事に米海軍の増援部隊を公海上で海上護衛することが個別的自衛権を超えた集団的自衛権になるかどうかについての野党質問については、直接答弁せず、また米艦の来援行動が公海上で阻害されるケースについても日本の近海かどうかにより対応が異なるような見解を示した。)
- (ii) 有事における海上輸送の安全確保のための武力行動についても、日本の生存に不可欠な必要物資の輸送船舶(米国船)に対する武力攻撃に対する排除行動は、個別的自衛権である。」と谷川防衛庁長官が明言している。(1983年3月15日国会答弁)
- (iii) シーレーン防衛のための海域の共同分担については否定的であり、「一つの海域の防衛を一つの国で受け持ち、例えば日本が或る海域の防衛を分担し我が国の船舶のみならず特定の他国の船舶を含めて防衛することになれば、これは集団的自衛権の行使に該当し憲法上許されない」との立場を明らかにしている。(味村法制局長官答弁、1981年4月27日)

上記の公式見解は、あく迄も非常に典型的な事例についての原則的立場を示している。しかし、具体的な紛争の事態に則してケース・バイ・ケースに対応せざるを得ない余地が残されていることは、紛争や武力行使の状況や態様によってとるべき具体的な措置を判断せざるを得ないと述べていることにも看取される。個別的自衛権と集団的自衛権とは法理的には峻別できる概念であり、日本憲法九条の明確な制約を尊重する立場であっても、米軍に対する協力は緊急事態であればある程、米側からの要請は強く行われることが予

想され、これを集団的自衛権に抵触しないように限定する細心の配慮を要する処、いわゆるグレーゾーンのケースの処理は至難であろう。

(へ) 日本政府は1980年に「国連軍の目的・任務が武力行使を伴うものであれば、自衛隊がこれに参加することは憲法上許されない」との公式見解を表明した。(鈴木内閣答弁書1980年10月18日)しかし乍ら、その後国内で憲法九条を改正して集団的自衛権を認めるべしとの主張は90年の湾岸戦争を契機として高まった。自衛隊が国連平和維持活動に積極的に参加し、湾岸戦争において安保理が許容した多国籍軍による武力使用に日本の自衛隊を協力させる方針を政府も自民党も真剣に探求した結果、湾岸戦争の危機の直後に国際協力法に結実したが、その経緯は次の通り。

(i) 国連平和協力量案(廃案)が国会に提出された際に、武力行使を目的・任務とした多国籍軍に対する自衛隊の「参加」についても、政府は国連軍と同様に考えて違憲であるとした。他方で、国連軍と多国籍軍いずれの場合についても、国連軍(多国籍軍)の組織の外にあって行う「参加」に至らない「協力」は許されるものがあり、国連軍の武力行使と「一体とならない協力」は合憲であるとした。例えば「現に戦闘が行われる所への武器・弾薬の供給、現に戦闘が行われている所に組み込まれる形での医療活動は問題があるが、戦闘行為の所から一線を画される所への医療品や食料の輸送は問題がなかろう」と答弁している。(工藤法制局長官、1990年10月24日 国連平和協力特別委員会)さらに、多国籍軍への後方支援中に日本の平和協力隊が攻撃を受けた際の応戦が憲法で掲げる武力行使に当たらないかとの質問(共産党不破議員)に対し、「現実に参加が予定される自衛隊の能力をみても例えば拳銃とか小銃とか機関銃で行う攻撃に対して応戦をなすう能力をもっているわけではない。」(藤井防衛局長)との立場を示し、不破議員が協力隊が組織的な攻撃を受けた場合は自衛権の発動がありうるかと質問したのに対し、工藤法制局長官は「通常あり得ない」と答弁した。この二つの政府答弁は、緊迫した現況下での対応について極力武器を組織的に使用した反撃をしない想定に立っているように思われる。

(ii) その後、改めて別個の国際平和協力量案が採択され、かつ平和維持の本体業務が凍結されたままである。国際平和協力量案の国会審議に際して、国連の平和維持活動に対して憲法の制約の下で多国籍軍の武力行動を支援するための我が国艦船による武器弾薬の輸送が集団的自衛権の行使に当たらないかどうか問題とされた。1990年10月24日の国会審議で柳井条約局長に

より、「多国籍軍の武力行使と一体にならない条件下ならば、武器弾薬の輸送は集団的自衛権の行使に該当せずにこれを実施することは可能であるとの趣旨の政府見解が示され、それ以降「武力行使と一体化しない」支援活動は集団的自衛権とは全く別次元の問題とする立場が打ち出され定着してきた。そして、国連の多国籍軍の武力行動に日本が参加することはできないが、参加に至らない協力でも武力行使と一体化していれば違憲となる典型例として、例えば地上で戦闘が行われ、それに空挺部隊から弾薬を補給するような場合、空挺部隊から弾薬を投下する活動はそれ自体は補給かもしれないが、それは武力行使と一体となるとみなされるケースであると説明している(30)。これは或る意味では支援行動の違憲と合憲との限界について、戦闘の具体的状況次第では武力行使と一体化されるかどうかの判断を現場の指揮官に委ねて本国政府と協議する時間的余裕がない場合もあるのではないかと思われ、正にそれは集団的自衛権行使を抑制する敷居の低さを暗示しているのではないか。

(iii) そもそも領土侵犯や独立を脅かす侵略行動に対する国家の領域主権作用としての武力行使と、侵犯者に対する領域国の艦船・軍用機乗員及び国境警備隊員の取り締まり上必要な法執行の強制行為(武力反撃を含む)と、さらに民間機を含む航空機乗員や沿岸・国境警備隊員がテロ・ゲリラに襲われた際の我が身を守るための武器使用とは、自ずから異なる国内法的性格を有し、さらに領土侵犯を侵略国による大規模な組織的武力行動の一環として把握してこれに対抗する国家意思の発動としての国際法上の自衛権の行使とは、それぞれ目的も性質も全く別である(31)。しかし後者のような自衛権の行使の場合にも即座の反撃を必要とする緊急事態も想定される以上、武力行使を正当化するための他の論拠は不要であるとして、外交交渉による補償や回復措置を優先して武力行使を控えるべきではないとの学説が米国内にあり、アフガニスタンのタリバンに対し自衛権行使を援用する旨明言していることは、今後この主張が力を増す可能性が注目される(32)。他方で外国の軍事力が自国艦船や航空機に行使されて沈没・拿捕されるのを防止する強力的措置を自国部隊が実行するのは法執行行為(enforcement)であり、武力復讐でも自衛力の行使でもなく直ちに自衛権行使の発動要件を充たしているわけではないのである。

(iv) 国際平和協力は当初、派遣された自衛隊が攻撃された場合に、隊員が自己の生命を守るための自己保存権ともいえるべき武器使用による反撃は止むを

得ない場合に自己の判断で行うことを許した。しかし3年前には、自己及び現場に居る隊員の身体を守るために、攻撃されたときの反撃は、武器の使用を現地の上官の命令により行うように法律が改正されて、より組織的に部隊としての行動をとることができるように改められた。これは自衛権の発動とは関係ない武器の使用であり、その使用に制約を設けたのである。

10. 「新しい日米防衛協力のための指針（ガイドライン）関連法」をめぐる集団的自衛権論議

(1) 標記のいわゆる「防衛指針法」は1999年5月に成立したが、それは米軍への後方地域支援を包括的に規定した「周辺事態法」を中核として、在外邦人救出の輸送手段に艦船を加えた「改正自衛隊法」並びに平時に限定している米軍への物資提供を周辺有事に拡大する「改訂日米物品役務相互提供協定（ACSA）」から成り立っている。これにより日米防衛協力について機動的に迅速に対処できるようなガイドラインを予め策定して、有事かそれに準ずる緊急事態に、日本政府や地方自治体が米軍に緊密に協力できる仕組を作り上げることが意図されている。それは冷戦の終結によりソ連等の日本に対する直接の武力侵攻の可能性が低くなり「専守防衛」の必要が減少する一方、世界各地で民族紛争や大規模なテロ活動が活発化しているため、米軍の世界的展開が続き、国連の平和維持的軍事行動は今後共地域紛争の鎮静化を図るために不可欠とされる見通しの下で、日本がアジア太平洋地域の平和と安定のために積極的役割を果たすことが米国のみならず国連事務総長その他国連加盟諸国からも期待されていることが背景にある。特に日本周辺の東アジア地域では北朝鮮の核やミサイル開発や在韓米軍の撤退に関する北朝鮮の駆け引きについて中ソの思惑もからみ油断ができないほか、台湾の独立指向に対する中国の威嚇的態度に関して台湾海域をめぐる中国と米国との対立がある。日本としても東アジアの軍事的緊張に対して日米安全保障条約を有効に活用するために日米間で周辺地域の緊急事態発生に際しての共同防衛を協議することは有用であると思われる。さらにペルシャ湾の遠隔地域迄極東米軍は投入されたことを想起すべきで、湾岸戦争中に日本の海上自衛隊をペルシャ湾の機雷掃海作業に従事させる計画が、集団的自衛権に相当し個別的自衛権の範囲を超えとの理由から、日本政府として断念した経緯もある以上、周辺事態への対処ぶりにつき、国民的コンセンサスの形成の努力を行っておくことは必要である。

(2) 広瀬善男教授によれば、周辺事態法で周辺事態が「そのまま放置されれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態」をあげているのは「そのま

ま放置すれば」日本が個別的自衛権を行使しなければならない状況が到来するから、そうならないために先制的に自衛隊が介入して米軍の後方地域支援をしたり、米軍の在日基地からの出撃に許可を与えることを考えるからであり、それは米国の要請に応じてとった「集団的自衛権の行使」と国際法上みなすのが常識ないし通説であるとしている（33）。この点、1999年に「日米防衛協力指針関連法」を成立させた際にも、米軍との役割分担による後方支援行動（機雷除去や海上護送や情報交換活動）が集団的自衛権の行使に当たるのではないかとする野党の批判に対しては、PKO法案成立の際の政府見解を踏まえて米軍の武力行使との一体化を予定しておらず、かつ支援行動自体が武力行使ではないから集団的自衛権の行使ではないとの立場を繰り返し明らかにしている（34）。しかし周辺地域で武力紛争が発生したときに、たとえ米軍及び日本に対する直接の武力攻撃が発生していない場合であっても、米国が侵略を受けた国に対して武力支援をする際に、日本がその米軍に対し「後方支援」をした場合には、広瀬教授は「日本の米軍支援は後方に限られ、武力紛争地域には踏み込まず武力行使もないから、集団的自衛権の行使の概念枠組みには入らないという主張は、今日の一般国際法の常識には反するだろう。」と指摘しているように今後もこの点の論議が続くとみられる（35）。

- (3) 2001年9月に発生した米国に向けられた自爆国際テロに対処する国際協力の一環として我が国は米国の軍事行動に対する後方支援を行う法案を10月に国会に上程したが、法案中の自衛隊の支援内容と集団的自衛権との関係が最大の問題である。99年の周辺事態法の審議では除外された米軍への武器弾薬の提供や発進準備中の航空機への給油を協力対象から除外する問題が改めて提起されている。さらに戦火の及ばない後方地域に支援を限定せず医療協力を戦場で行うことも検討され、武器使用の対象を拡大し難民キャンプの難民や野戦病院で手当中の米軍等の兵士をテロリストが襲撃した場合に応戦できるような法案の内容についても野党に反対が起こっていることが注目される。

1.1. 集団的自衛権の個別的自衛権に対する相違点

- (1) 個別的自衛権は予防的先制攻撃を禁止したことを肯定しても、集団的自衛権はこれを実質的に容認する素地があるといえないだろうか。核兵器の発達は、先制的予防攻撃を相手国の核ミサイル発射直前に行うことを正当化することに異論は強いが、集団的自衛権は、自国に対する攻撃が未だなされていない段階で、自国と密接な利害関係を有つ友好国が攻撃されたことを理由に、その攻撃をした国に

対する武力行使を認めることであり、それは集団的自衛権の行使対象となった国の立場からすれば、予防的先制攻撃を受けたと同じ結果になるのではないか。その場合、「急迫した危険」による侵害が極めて重大でなければ個別自衛権行使を違法とする規範意識が定着しているのに比べて、集団的自衛権の場合にその違法性の認識は稀薄といえるように思われる。

- (2) 集団的自衛権は間接侵略（ゲリラの国内潜入、治安破壊行為、テロ行為）のような武力攻撃に至らない武力行使（51条の自衛権発動の要件である武力攻撃ではないが、2条4項の武力不行使原則の違反行為）に対しては、個別的自衛権よりも集団自衛権について「必要性」と「均衡性」の要件を厳しく適用する法理が形成されているように思われる。即ち、第7節（6）でも言及した米国とニカラガとの紛争事件で国際司法裁判所の判決は、他国への内政干渉をテロやゲリラを訓練し指令し武器・弾薬を供給する国に対して武力を行使して対抗する自衛の権利は、直接の被害国のみに限定されることが「必要性」と「均衡性」の法理の適用から帰結されると判示した。そして米国がニカラガの間接侵略の対象国であるエルサルバドルに対して、その侵害の度合いに対して均衡のとれた援助を与えて対抗措置をとることは容認されるが、ニカラガ湾内に米軍機による機雷を設置することは前記二要件に反するので違法であるとして米国の集団的自衛権の主張が退けられて、米国政府はICJに反発した。米国内ではニカラガに対する米国の武力行使は過剰防衛であり、禁止された先制攻撃であるとの批判もあったが、他方で、間接の攻撃でも自国に対する直接の危険が感じられる場合は、自衛権発動要件の「急迫した危険」に該当するとの有力な学説が存在する。武力攻撃ではなくても国の安全に対する「危険」が国際法上の重大な国際違法行為によって引き起こされれば、「危険」の認定は、事実の擬制ではなくて、危険についての主観的・法的信念が重視されるとの説は、法的に一理あると考えられる（36）。他方、「平和と安全に対する脅威」の要件が「平和と安全の維持、回復の必要性」へと要件を緩和して、将来の自国の安全を危くする事態であると各国が一方向的に認定する条件を容易にすればする程、集団的自衛権の濫用のおそれが高まることも充分留意しなければならない。

- (3) 国連の集団的安全保障及び地域的安全保障制度下での集団的武力行使の補完乃至代替措置の形で、又は地域的集団措置と連動して武力行動を正当化する根拠として集団的自衛権が援用される場合があるのに対して、個別的自衛権はそのような曖昧・柔軟な運用は期待できない。

(イ) これは1962年のキューバのミサイル危機に際して、ソ連船がキューバに

核ミサイルを持ち込ませないように海上封鎖措置を米国が主導して、全米相互援助条約機構（OAS）が経済制裁を加盟国に勧告した際、安全保障理事会の承認を求めなかった事にも見られるように、安保理付託をせずに直接地域機構を利用する先例は、その後も米国が例えばカリブの小国のグレナダに対し同地域の一部諸国と強制的介入をした場合に利用されている（37）。

- (ロ) また北大西洋条約機構（NATO）は集団的自衛権を行使する機構であることが明記されており、本来国連憲章が想定した地域的集団安全保障（第8章）のための取極ではないとされているために、武力による反撃を行う際に、安保理の事前許可を要件とせずに、単に事後報告義務を自らに課しているに過ぎない（38）。そのためボスニア紛争で出動した国連の平和維持部隊（UNPROFOR）が強制的武力行使を多国籍軍に授権してNATOの空爆を容認した際に、その軍事行動が国連の集団的安全保障措置の一環として正当化されるとの主張に対しても、現地のPKO全体の指揮権を保持した国連事務総長代表の明石康氏は、NATO空軍の空爆は集団的自衛権の行使と理解しているとの見解を示しており、NATO空爆の国際法的説明が食い違いを示しているのである（39）。

1.2 おわりに

集団的自衛権についての問題は、最近の内戦についての米国主導型、NATO主導型の強制的介入が、国連安保理による授権の決議が曖昧なまま実施される傾向があり、これを今後の先例として容認することが集団的自衛権の憲章上、国際法上の制約を稀薄化する効果を国際社会にもたらすことが懸念されている。即ち人権の大規模侵害・民族浄化の虐殺事件が国際的関心事項となり、イラクのクルド地域、ルワンダ、ソマリア、旧ユーゴのボスニアやコソヴォ地域で発生している事態に対処するために、多国籍軍の人道的武力介入が増大し、人道的介入権の合法性が問い質されている（40）。コソヴォ紛争では国連安保理の事前の授権決議を求めないままNATO軍による直接の武力行使がセルビア本国に対する大規模な空爆の形で行われた。このセルビア爆撃は合法的な集団的自衛権の行使か、違法な武力復讐か、違法性を阻却する緊急避難か、地域的な集団保障措置として正当化しうるか、それとも権利の著しい濫用の国際的不法行為となるのか議論が対立しているところ、NATO諸国でも説明が分かれていて、安保理諸決議違反に対する措置（米・仏・蘭）、人道的破局を抑止する人道的干涉（英・ベルギー）、人権保護という強行規範を擁護する介入は相手国の領土保全・政治的独立に向けられたものでないから憲章2条4と両立する（ベルギー）等の主張がなされた。我が国の代表的

学者でNATO爆撃の正統性と合法性を論じた松井・大沼の両教授は、セルビアに対する空爆について国際法上正統性を与えることは困難であるとの共通の理解を示し、国連を無視した一方的武力行使は人道的要因が優先しても国際社会の支持を得にくい(大沼)(41)、安保理の議事からもNATOの軍事行動に事後の承認を与えた意図を推定できず武力行使停止決議の不採択を黙示の承認と解釈できない(松井)(42)、と論じている。安保理の本件の事後的な審議を通じて国際社会の法的認識をどう解すべきかについて議論が収斂しているとは言い難いが、自衛権概念の相対化が進み武力行使を正当化する事態を具体的ケースに応じて評価する必要性が高まっているといわれる。前記の松井・大沼両教授の有力な見解は学会でも支持されているように見られるが、他方では、国際紛争が国内紛争から起こり易く、人権保護のための人道的介入は最早内政不干渉及び武力行使禁止原則の例外として、国際社会の共通利益を擁護し促進するために必要であるとの規範意識が形成される過程にあり、法的信念と国家実行が定着しつつあるのではないかとの主張もなされている。人権侵害や大規模な国際テロ活動やサイバー・テロリズムの急速な蔓延が武力の行使の型態を変化させており、それが国際紛争の多発化を招き、それを抑制するための国家や国際機構による対抗措置も多様化する現実を直視する必要がある。そのために伝統的な国連の平和維持活動、人道的介入、多国籍軍に対する安保理の授權による強制措置、集団的自衛権等を組み合わせた対抗措置が必要となっているのではあるまいか。その合法性と正統性の立論のためには、国際機構特に安保理と総会が国際共同体の公権的機関として、人道的救済と国際テロ行為撲滅のために、加盟国の武力不行使義務を一時的に解除し武力干渉の違法性を阻却する黙示的権能をもつと推定できる(大沼)(43)という憲章の柔軟な運用を必要とし、このような勧告を受け入れた諸国家の事後の慣習が繰り返される過程で法的信念も結晶化され慣習法が成立しつつあるという状況が目前に控えているのではないか。それと併行して新たな友好関係原則宣言(44)のような文書を総会で採択することも選択の視野に入れるべきであり、それによって憲章の法的隙間を埋めることが望まれる(45)。それに伴い人権擁護や国際テロに対する対策をめぐり集団的自衛権の法理にも変容がもたらされる可能性があると思われるが、武力行使に関して国際機関による有権的評価を厳しく条件づけるのか、それとも緊急の場合には制限的条件を緩和する裁量権を主権国家に委ねるのかが目される場所である。

注

- (1) 国際法上の自衛権は佛語では国内法上の正当防衛権と同じく *defense légitime* と同語句が使用されている。
- (2) カロライン号事件とは1837年に米カナダ国境のナイアガラ川の米国領域内に停泊中のカロライン号を英国軍が攻撃し米国が抗議した事件である。英国政府は同船にカナダ叛徒に援助する武装集団が乗り込んでいたためにこれを正当とし自衛権を主張したのに対し、米國務長官ウェブスターは自衛権を定義して英国の行動がその要件を充みたしていることの説明を求めた。1842年英国は所要の弁明を行うと共に米国領侵犯に遺憾の意を表明し米国も受け入れた。この英国の武力行使は米国の国際法上の違法行為に対抗した措置ではなく、国内法の制度に当てはめれば正当防衛ではなく緊急避難にあたると考えられ、自己保存権の行使に該当する。実際に英国の公文書でも *self-defense* と *self-protection* とは区別されていなかったために両語句を併用していた。他方武力攻撃が国境を越えなくても開始されていたとの考えに従えば自衛の権利が発生するケースとも言えよう。
- (3) シャクター教授は、自衛権の概念が実定法から独立して存在しその制約を受けないとする学説が二派に分かれており、その一派がグロチュースの自然法の立場で、自己保存権を個人のみならず国家の自衛権として認める立場であり通説とされている。他方、アチソンのような外交実務家のスクールの立場は、法は権力に従属している根本制約を認めて、国家の重大危機に国家が自衛権を行使する極限状況の武力行使は法の支配を受けないとする主張を展開するが、孝者の多くはこれを支持しないと述べている。(O.Shachter "International Theory and Practice" Martinus Nijhoff) pp135~136
- (4) 高野雄一著書「集団安保と自衛権」(東信堂1999年) 38項
高野教授は、世論上の効果(「世界はその行為を是認し、これを非難することはないであろう。」)が期待されるにとどまると述べている。
- (5) シャクター前掲書 136頁
「ラウターバクトは自衛権を客観的に評価することを否定する主張は自己矛盾しており、自衛権を法的権利として基礎付けながら、その正当性を法によって規制することも評価することもできないのはおかしい」と指摘していた旨引用している。
- (6) 憲章 第51条
「憲法のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は

集団的自衛権の固有の権利を害するものではない。この自衛権の行使に当たって加盟国がとった措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならない。また、この措置は安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持又は回復のために必要と認める行動をいつでもとるこの憲章に基く権能及び責任に対しては、いかなる影響も及ぼすものではない。」

- (7) 安保理審議の記録から見る限り、自衛権を行使した加盟国が安保理に直ちに通報すべき義務を履行した事例よりもしない事例の方が多いいえる。また安保理が自衛権の行使が合法であると明文によって支持した事例はないようだが、フォークランド戦争（1982年）に際してアルゼンチン軍の即時撤退を要求した安保理決議は、英国軍の撤退を要求しなかったため、英国の出兵は自衛権の正当な行使と安保理が認めたことになる」と説明されている。（前掲シャクター教授著書 176頁 Note 24）
- (8) 田畑茂二郎論文「新安保条約と自衛権」（国際法外交雑誌第59巻第1・2合併号1960年7月30日）64～68頁

憲章51条で「武力攻撃が発生した場合」に限り自衛権の発動を認める事が明記されたことが、憲章により濫用され易い伝統的な自衛権の発動要件を厳しく制約したと言われる。しかし、英語正文はif an armed attack occurs against a Member of the United Nations"となっているが、これに対し佛語正文は"dans le cas ou un member des Nations Unies est l'objet d'une aggression armee"となっていて、「武力攻撃の対象となった場合」との表現を用いており、必ずしも武力攻撃が事前に発生することを直截に条件付けているか不明確であることも指摘されている。もっとも、李説で51条が「武力攻撃の危険」に対して「先制的自衛」を排除していないと主張する多くの李者は、このような英佛正文の字句を問題とするよりも、攻撃兵器の進歩による「二次的反撃の原則」の空洞化を指摘（ウォルドック）したり、ICJのゴルフ海峡事件判決を引用し憲章の憲法的な文書としての性格から、国連設立の目的や加盟国の共通の期待を実現するための解釈をとることが必要であり、個別規定をばらばらに予め決められた意味があるとの前提で解釈することを否定（マクドウガル）している。米務長官から国際司法裁判所判事をしたジェサップは、51条が単なる脅威だけで自衛権発動を認める従来の慣行を否定した趣旨で起案されたことを認めたが、他方カロライン号事件は51条の自衛権が許容される範囲に入ると述べて、自衛権発動対象の武力攻撃が国境を越えなくても発生するとの見方を示したといわれる。

- (9) シャクター教授は各国が自衛権を何時いかなる限度で行使することが正当かを判定する必要性と均衡性の要件をあくまでも自主的に判断する権能を有するとの主張について、この主張は違法な武力行使が憲章の基本原則に違反しているとの主張に比べて

はるかに国際世論に訴える力が弱く、かつ、一方的武力行使を法的に制約しようとする主要な論拠を失うことになる」と批判している。(前掲シャクター教授著書 137～138頁)

(10) 明石康論文「国連学会編「人道的介入と国連」31-35頁

(11a) 広瀬善男教授著書「力の行使と国際法」(信山社1989)

武力復讐容認の条件として、均衡性、因果関係立証責任、挑発行為の不存在、国連等の平和的解決手段活用を列挙したボウエット及びレーベンフェルドの所説に対し、広瀬教授は違法行為の事実上の容認を「事実の規範力」の形成と結びつけることに基本的疑問を提起している。190-198頁

(11b) 前掲広瀬教授著書201-217頁

(12) 前掲高野教授著書 27頁

(13) 全米相互援助条約 第5条

【自衛措置に関する情報】締約国は、自衛権の行使として、又は全米の平和及び安全を維持するために、着手されたか又は計画中である活動に関する完全な情報を、国際連合憲章第51条及び第54条に従って、国際連合安全保障理事会に直ちに送付しなければならない。

(14) 北大西洋条約 第5条

【武力攻撃に対する共同防衛】締約国は、ヨーロッパ又は北アメリカにおける一又は二以上の締約国に対する武力攻撃を全締約国に対する攻撃とみなすことに同意する。したがって、締約国はそのような武力攻撃が行われたときは、締約国が、国際連合憲章第51条の規定によって認められている個別的又は集団的自衛権を行使して、北大西洋地域の安全を回復し及び維持するためにその必要と認める行動(兵力の使用を含む。)を個別的に及び他の締約国と共同して直ちに執ることにより、その攻撃を受けた締約国を援助することに同意する。

前記の部武力攻撃及びその結果として執ったすべての措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならない。その措置は安全保障理事会が国際の平和及び安全を回復し及び維持するために必要な措置を執ったときは、終止しなければならない。

(15) 前掲高野教授著書 59-70頁

高野教授は集団的自衛権が憲章上特に認められた経緯からすれば新しい権利概念であり、憲章制定時に「固有の権利」と認められていたとすることは困難であるが、集団的自衛権として起草者は「共同防衛あるいは集団防衛」を考えていたが国連加盟国との地域的取極締結を発動要件とするのは不必要としているが、他方51条が自衛権発動の要件を「武力行使発生」の場合に限定している以上、慣習国際法上の「急迫・

不正の侵害」とい要件はあく迄も他国に対する武力攻撃が存在するという加重要件に服すると解説している。

(16) 太平善悟教授論文「集団的自衛権の法理」194頁

大平教授は自衛として認められる集団防衛の理論として次の三つの分類をしているが現代の危機の増大は自国に対する武力行使がなくても他国に武力攻撃があつ場合に自国も緊迫した直接の危機を感ずるときに限って集団的自衛権が発動しうるような個別的自衛権の集団的行使と観念することが自然であると述べている。

(イ) 個別的な自衛の集合した共同防衛

(ロ) 自国の防衛力を補充してもらう他国よりの援助

(ハ) 他国から援助をうるための反対給付として要求される場合の必要最小限の援助
(著者注「必要最小限の援助」という基準は集団的自衛権の概念になじまず、むしろ発生した違法な武力行使に対抗するための「均衡のとれた援助」という要件が集団的自衛権の基本的性格に合致していると考えられる。)

(17) (イ) ICJ Reports 1986 14頁

(ロ) 杉原高嶺 論文「ニカラグアに対する軍事的活動事件 (本案)」(国際法外交雑誌89巻1号 1990年)

(ハ) 松田竹男「武力不行使原則と集団的自衛権—ニカラグア事件 (本案)」(「国際法判例百選」所収 206～207項「別冊ジュリスト」156 April 2001 有斐閣)

(18) 前掲シャクター教授著書 161～162頁

(19) 前掲シャクター教授著書 153頁

(20) 前掲 高野教授著書 141～151頁

(21) R.N.Gardner "Commentary on the Law of Self-Defence —Law and Force in the New International Order" edited by L.F.Damrosch and D.J.Scheffer pp52～53

(22) A.D'Amato "Nicaragua and International Law" (American Journal of International Law Vol.79No.3 1985)

ダマト教授は、安保理が武力行使に対する非難決議を採択しても何の強力的制止措置もとらなければその違法行為を是認したことにひとしく、憲章の武力不行使原則を崩壊させる結果となるから、国際社会がその意識の内奥に潜む人権についての懸念を示した決議の趣旨を体した一方的行動は実定法に背馳しても新しい慣習法を生んで許容されていると主張して、米国のニカラグアやグレナダに対する武力介入を国際法が是認しているとの論旨を展開している。

(23) texts of draft articles on Responsibility of States for Internationally Wrongful Acts Article 22

(24) 前掲広瀬教授著書 215～216頁

(25) 自衛権と憲法との関係に 最高裁判所の砂川判決（1959年12月16日）は、次のように判示した。

「（憲法九条により）わが国が主権国として持つ固有の自衛権は何ら否定されたものではなく、わが憲法の平和主義は決して無防備、無抵抗を定めたのではない…。わが国が自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛のための措置をとりうることは、国家固有の権能の行使として当然のことといわなければならない。」

(26) 日米相互協力及び安全保障条約 第5条、第6条

第5条【共同防衛】各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続きに従って共通の危険に対処するように行動することを宣言する。

前記の武力攻撃及びその結果として執ったすべての措置は、国際連合憲章第51条の規定に従って直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならない。その措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全を回復し及び維持するために必要な措置を執ったときは、終止しなければならない。

第6条【基地許与】日本国の安全に寄与し、並びに極東に国際の平和及び安全の維持に寄与するために、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。

前記の施設及び区域の使用並びに日本国における合衆国軍隊の地位は、千九百五十二年二月二十八日に東京で証明された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定（改正を含む。）に代わる別個の協定及び合意される他の取極により規律される。

(27) 1960年3月31日参院予算案委員会、4月20日衆院日米安保特別委員会

(28) 坂口規純論文 「集団的自衛権に関する政府解釈の形成と展開（上）」84～85頁（関係部分引用）（外交時報 1331 1996年9月号）

「この集団的自衛権の定義の問題に関連し、安保国会でもう一つの議論の焦点となったのはそれまで必ずしも明確になっていなかった安全保障条約第5条の事態、特に日本国内の米軍基地に対する第三国の攻撃に対して、日本が米国を援助する、共同行動をとる場合の日本の自衛権の発動が個別的自衛権なのか集団的自衛権なのかという

点であった。例えば同年四月十一日の衆議院日米安保条約特別委員会において戸叶里子議員が、「日本に基地のある米軍に対す武力攻撃を自衛する場合、これは集団的自衛権ではないか」と質したのに対し岸首相は「目的のいかんにかかわらず、日本の領土が武力攻撃を受けるわけだから、これを防衛するということは個別的自衛権で十分説明できる」と答弁する。これに対し「在日米軍基地の建物、飛行機、兵隊は本来、アメリカの主権の及んでいるもの。そこの武力攻撃があった場合はアメリカに対する攻撃ということになるのではないか。それを集団的自衛権でなく、個別的自衛権を発動するとはどういうことか」（岡田春夫議員）、「前文に『両国が国連憲章に定める個別的又は集団的自衛権の固有の権利を有していることを確認し』とある。（中略）従って五条の米軍に対する攻撃は集団的自衛権の発動というふうに解釈しなければつじつまが合わない」（石橋政嗣議員）、と様々に野党議員が再三政府側を追求したものの、政府は一貫として個別的自衛権の発動で説明できるとの主張を繰り返した。この論点については、松井芳郎名古屋大学教授によれば安保条約第五条の共同防衛は、日本にとっても常に個別的自衛権で説明しつくせるものではなく場合によっては集団的自衛権を援用せざるを得ないものえあることは六十年当時、多くの国際法学者が指摘しており、この点こそが六十年当時における国際法学者の安保改定批判の最大のポイントであったとされる。例えば田畑茂二郎京都大学名誉教授は、「外国からの攻撃が米軍基地だけを目標としその被害も基地内だけに限定され、攻撃が終わると直ちに撤退するといった場合もまったく考えられないわけではない。そうした場合、果たして日本に自衛権があるといえるかどうか。もっとも、この点に関しても、在日米軍に対する攻撃は、常に日本の領域侵犯になるから、それを反撃することは自衛権の発動だという説明がなされている。しかし、国際法上自衛権の発動はある程度重大な侵害に対するものであり、また、自衛の措置は外国からの侵害の程度と均衡を失したものであってはならないものとされている。したがって、例えば、単に外国の飛行機が領域内に入ったというだけで、無警告にそれを撃墜するというようなことは一般にゆるされていない。とすれば、日本にある米軍基地を防衛するための協力を日本の自衛権の発動として説明することの困難な場合も当然予想されるであろう。そうした場合にもやはり協力義務を負わなければならないのであろうか」と自衛権発動の要件にの観点から鋭く政府見解の問題点を指摘されている。」

(29) 昭和60年9月27日 日本外務省の国会提出答弁書

「国際法上、国家は集団的自衛権、すなわち、自国と緊密な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利を有しているものとされる。我が国が、国際法上、このような集団的自衛権を有

していることは、主権国家である以上当然であるが、憲法第9条の下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するために必要最小限の範囲にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されないと考えている。」

(30) 1990年2月10日 柳井外務省条約局長（国連平和協力特別委員会）

(31) 前掲広瀬教授著書 148頁

広瀬教授は、「日本の自衛隊法は、自衛権発動の場合つまり「防衛出動」の要件を含めた第76条の他に第89条の海上の警備行動と第84条の領空侵犯に対する措置をそれぞれ別に規定している」と述べ、公海上の警備行動で護衛艦が自国権益（自国漁船や大陸棚開発施設）の擁護の一方的武力による保護をはかる行為は憲章2条4で禁ぜられている「憲章の目的と両立しない方法による武力の威嚇」になる恐れがあり、憲章2条3にいう「平和的手段によって国際の平和及び安全…を危くしないように解決しなければならぬ」義務が優先すると主張している。

(32) 前掲シャクター教授著書 152頁

(33) 広瀬善男著書「21世紀日本の安全保障」（明石書店）103頁、141～143頁

(34) 平成9年12月2日 橋本首相答弁

「日米防衛協力のための指針」の周辺事態の地理的な範囲が極東からフィリピン迄拡大されて、米軍との役割分担による後方支援行動（機雷除去や海上護送や情報交換活動）について、武力行使と一体化せずとも集団自衛権ではないかとの国会質問に対する橋本首相答弁以下の通り。

「機雷清海や情報提供を含めまして、我が国が実施することを想定している具体的な内容及び態様に関する限り、それ自体は武力行使に該当せず、また米軍の武力の行使との一体化の問題が生ずることも想定されず、集団的自衛権の行使にはあたらないと考えております。」

(35) 前掲広瀬教授著書 103～104頁

(36) 前掲大平教授論文 201頁

(37) 1983年の米軍によるグレナダ侵攻については、同国在住の米国民に対する急迫な危険がなく、同国政府より正規の介入要請がなく、東カリブ地域機構（OECOS）の集団的自衛権行使の条文の適用ができない法的状況で、中南米諸国が加盟する地域的安全保障取極にも背馳する形で侵攻作戦が実行されたと多くの米国国際法学者が批判している。

C.Joyner "The U.S.Action in Granada(American Journal of International Law

Vol.78,1984)pp131~175

- (38) 前掲高野教授著書 53~59頁、65~68頁参照
- (39) D. Sarooshi 著書 "The United Nations and the Development of Collective Security" (Clarendon Press Oxford 1999) pp 250~260

NATOの行動は、安保理の決議により正当化され、51条の集団的自衛権に基づく武力行使はセルビア側の反撃がなされた段階で行われるのが筋であって、セルビア武装勢力のNATO軍に対する反撃が実際に行われない限り、51条を援用することは不必要であると指摘している。

- (40) Arthur Watts 論文 "The Importance of International Law" edited by Michael Byers "The Role of Law in International Politics" (Oxford University Press) 所収 pp11~13

- (41) 大沼保昭論文「人道的干渉の法理」(国際問題 2001年4月 No.493) 8—13頁

- (42) 松井芳郎論文「NATOによるユーゴ空爆と国際法」(国際問題2001年4月 No.493) 34—42頁

- (43) 大沼保昭著書「人権、国家、文明」(筑摩書房 1999) 121—122頁

- (44) 「国際連合憲章に従った諸国家間の友好関係と協力についての国際法の原則に関する宣言」(1970年10月24日 国連総会 2625 (XXV)) は全会一致方式で採択され国連憲章第一条、第二条の解釈と適用に関する有権的指針として、国際法の基本原則を構成するものであると宣言されている。

- (45) Vaughan Lowe "The Politics of Law-Making: Are the Method and Character of Norm Creation Changing?" edit. M.Byers 注(40)の著書所収 pp212~226

本論文では今後の数十年間に国際法の変更を実現する重要な方式としては国際法の諸原則の間隙を埋める規範を設けることであり、それは国家間の合意による条約及び国家実行による慣習法の確立とは異なる形成過程を辿る。それは国家、国際機構、政府以外に国際社会のアクターとして非政府機関が国境を超えて活動する行動に関連して形成され、既存の競合・対立する法規範の空隙を縫って、事実行為に正統性を与える法的必要性から、対立する原則を調整し両立させる修正法理が導き出されて説得性を有するに至るという季説を提示している。これは、国際的な人権擁護のため国連機関のみならず、国境なき医師団のようなNGOや国際赤十字の活動も効果的役割を果たしている現状をみても、も早外部からの人道的救援の権利の正統性を論証するために、内政干渉や国境不可侵という法原則と人権保護の法原則との対立を克服・調和する法規範が要求されており、人権という国際社会の普遍的な最高価値の一つの実現の手段として国際法と憲章

が効果的な機能を営むルールの構築を促す新たな理論を提供しているという意味で今後注目すべき李説であろう。